第8版食品添加物公定書正誤表［その2］

（平成21年4月9日厚生労働省食品安全部基準審査課事務連絡）

訂正箇所	誤	正
211頁21行［N-アセチルグルコサミンの定量法(計算式)］	×100(%)	×2.5×100(%)
211頁下2行［アセトアルデヒドの含量］	本品は，アセトアルデヒド(C_2H_4O) 99.0%以上を含む。	本品は，アセトアルデヒド(C_2H_4O) 98.0%以上を含む。
212頁3行［アセトアルデヒドの純度試験(1)屈折率］	屈折率　n_D^{20}＝1.330～1.334	屈折率　n_D^{20}＝1.330～1.364
280頁15行［カードランの確認試験(3)］	本品の2%懸濁液10mlに硫酸5mlを加えて水浴中で30分間加熱した後，冷却する。この液1mlに水100ml及び炭酸バリウムを加えて中和した後，900×gで10分間遠心分離する。この上澄液1mlにフェーリング試液5mlを加えて水浴中で5分間加熱するとき，赤色の沈殿を生じる。	本品の2%懸濁液10mlに硫酸5mlを加えて水浴中で30分間加熱した後，冷却する。この液1mlに水100ml及び炭酸バリウムを加えて中和した後，900×gで10分間遠心分離する。この上澄液5mlにフェーリング試液5mlを加えて水浴中で5分間加熱するとき，赤色の沈殿を生じる。
291頁16行［β-カロテンの純度試験(2) 溶状］	溶状　澄明(0.10g，アセトン/シクロヘキサン混液(1：1) 10ml)	溶状　澄明(0.010g，アセトン/シクロヘキサン混液(1：1) 10ml)
367頁13行［酢酸 *l*-メンチルの純度試験(2)比旋光度］	比旋光度　〔α〕$^{20}_{D}$＝－70～－75°	旋光度　α_D^{20}＝－70～－75°
395頁12行［1，8-シネオールの純度試験(2)比旋光度］	比旋光度　〔α〕$^{20}_{D}$＝－3.0～+10.0°	旋光度　α_D^{20}＝－3.0～+10.0°
493頁下9行［トウガラシ色素の確認試験(4)］	このスポットの色は，5%亜硝酸ナトリウム溶液を噴霧し，続けて0.5mol/L硫酸を噴霧するとき，直ちに消える。	このスポットの色は，5%亜硝酸ナトリウム溶液を噴霧し，続けて0.5mol/L硫酸を噴霧するとき，直ちに脱色される。
521頁下13行［ニンジンカロテンの確認試験(2)］	(1)で調製したアセトン/シクロヘキサン混液(1：1)溶液をアセトンで希釈した溶液(1→25) 5mlに5%硝酸ナトリウム溶液1mlを加え，続けて0.5mol/L硫酸1mlを添加するとき，液は直ちに脱色される。	(1)で調製したアセトン/シクロヘキサン混液(1：1)溶液をアセトンで希釈した溶液(1→25) 5mlに5%亜硝酸ナトリウム溶液1mlを加え，続けて0.5mol/L硫酸1mlを添加するとき，液は直ちに脱色される。
595頁15行［*l*-ペリルアルデヒドの純度試験(2)比旋光度］	比旋光度　〔α〕$^{20}_{D}$＝－110.0～－150.0°	旋光度　α_D^{20}＝－110.0～－150.0°
608頁下8行［マリーゴールド色素の確認試験(3)］	このスポットの色は，5%亜硝酸ナトリウム溶液を噴霧し，次に0.5mol/L硫酸を噴霧するとき，直ちに消える。	このスポットの色は，5%亜硝酸ナトリウム溶液を噴霧し，次に0.5mol/L硫酸を噴霧するとき，直ちに脱色される。
629頁下5行［ラカンカ抽出物の純度試験(2)ヒ素］	As_2O_3として1.0μg/g以下(2.0g，第1法，装置B)	As_2O_3として1.0μg/g以下(2.0g，第3法，装置B)
－［イソブチルアルデヒドの純度試験(2)比重］＊	比重　d_{25}^{25}＝0.783～0.788	比重　d_{25}^{25}＝0.783～0.791

＊　平成19年8月3日厚生労働省告示第281号の正誤表